

「不動産名義変更の手続き」

ご存知ですか？

2024年を目安に
不動産相続による名義変更が義務となり

違反した場合、
10万円以下の過料が発生致します。

ご存知ですか？

2024年を目安に不動産相続による名義変更が義務となり
違反した場合、10万円以下の過料が発生致します。

以下、1つでも当てはまる方はご相談ください。

- 名義変更をしていない不動産があり相続人が多い。
- 音信不通の相続人がいるため、遺産分割協議ができない。
- 相談しに法務局へ行こうにも、予約制で仕事を休む必要がある。

ハナブ商店提携の優良業者様をご案内致します。

葬儀を終えた後のアフターサポートも、ハナブ商店にお任せください。

“茨木市立斎場での家族葬は”



想いをかたちに…

株式会社ハナブ商店

大阪府茨木市寺田町 10-26 TEL:072-622-2222